

多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光 時

多賀城市監査委員 根本 朝 栄

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施対象及び期日等

監査実施部署		実施日	講評実施
保健福祉部	社会福祉課	6月24日(金)	7月22日(金)
	生活再建支援室	6月22日(水)	
	子育て支援課	6月7日(火)	
	保育課	6月6日(月)	
	健康課	6月2日(木)	
	介護福祉課	6月1日(水)	
	国保年金課	6月20日(月)	
上水道部	管理課	6月29日(水)	
	工務課	6月28日(火)	
建設部	都市計画課	7月12日(火)	
	復興建設課	7月7日(木)	
	市街地整備課	7月11日(月)	
	道路公園課	7月5日(火)	
	下水道課	7月6日(水)	

2 監査の範囲及び方法

この監査は、平成27年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

3 監査の結果

別紙のとおり

## 平成28年6月実施 保健福祉部 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、生活保護費返還金、児童扶養手当返還金等の収入未済額の縮減に努めていただきたい。また、時間外勤務手当の支給の誤り等改善を要するものも見受けられた。

今後はこれらの改善を図り、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象	社会福祉課
実 施 日	平成28年6月24日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>(1) 生活保護費返還金の収入未済について 生活保護費返還金の収入未済額は平成27年度末で5,340万円となっており、年々増加している。収入未済額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 時間外勤務手当の支給について 時間外勤務命令簿に記載のある休日勤務が庶務管理システムへ入力されなかったために、時間外勤務手当が支給されていなかったもの1件 ※訂正報告済み</p>
3 指導事項	<p>補助金の交付事務について 多賀城市社会福祉団体運営費補助金について、補助金がどの経費に充当されているかが明確になるような実績報告書を作成するよう団体に指導されたい。</p>

平成28年6月実施 保健福祉部 定期監査結果

対 象	生活再建支援室
実 施 日	平成28年6月22日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	保育課、子育て支援課 （旧こども福祉課、旧子育て支援室）
実施日	平成28年6月6日（月）～6月7日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>児童扶養手当返還金の収入未済について（旧こども福祉課）</p> <p>児童扶養手当返還金の収入未済額は、平成27年度末で912,000円となっている。適切な債権管理体制の整備により未収金額の縮減を図られたい。</p>
3 指導事項	<p>非常勤職員の公用車運転に係る協議について（旧こども福祉課）</p> <p>留守家庭児童学級の指導員の公用車運転について、運転免許証の有効期限を確認しないまま協議し承認を受けているものが見られた。協議の際には運転免許証を提示させ、有効期限を確認した上で協議するべきである。</p>

平成28年6月実施 保健福祉部 定期監査結果

対 象	健康課
実施日	平成28年6月2日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 補助金の交付事務について 食生活改善推進員協議会運営費補助金及び多賀モリ会運営費補助金について、補助金がどの経費に充当されているかが明確になるような実績報告書を作成するよう団体に指導されたい。</p> <p>(2) 施設の安全管理 母子健康センターの建築基準法第12条第1項の特殊建築物等の定期調査報告において、「要是正」の審査結果通知が出されており、是正完了報告または是正計画書の提出が求められているが、提出されていない。管財課と協議の上、適切に対処されたい。</p>

平成28年6月実施 保健福祉部 定期監査結果

対 象	介護福祉課
実施日	平成28年6月1日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>時間外勤務手当の支給について 月の合計時間が60時間を超える時間外勤務について、手当支給割合の割増がされていないもの1件 ※訂正報告済み</p>
3 指導事項	<p>(1) 補助金の交付事務について 老人クラブ連合会運営費補助金について、補助金がどの経費に充当されているかが明確になるような実績報告書を作成するよう団体に指導されたい。</p> <p>(2) 委託業務の履行確認について 桜木災害公営住宅、鶴ヶ谷災害公営住宅における高齢者見守り事業の業務完了報告について、報告内容に一部不足する部分があった。完了検査の際は、仕様書に示された業務が履行されているか、報告内容に遺漏がないかの確認を徹底されたい。</p>

平成28年6月実施 保健福祉部 定期監査結果

対 象	国保年金課
実施日	平成28年6月20日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>随意契約について</p> <p>レセプト点検業務については、「業務に熟練した人員を配置できること」及び「多賀城市役所国保年金課内での作業が可能であること」の二つの要件を満たすこととしている。これらの要件を満たす業者は一者のみであるとして一者特命の随意契約を締結しているが、要件を満たしているかどうかの確認をこの一者以外にどの業者に行ったのかについては記載されていない。確認にあたっては文書による照会回答により、確認業者を明確にしておくべきである。</p>

平成28年6月実施 上水道部 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められた。

水道料金の未収金額が縮減していることについては評価する。引き続き未収金額縮減と適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象	管理課
実 施 日	平成28年6月29日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

【意見】水道料金の未収金について

水道料金の未収金額については、現年度分、滞納繰越分ともに前年度と比較して減少している。これは、給水停止措置を徹底したこと及び収納業務の外部委託の成果の現われであり、評価する。引き続き未収金額縮減に努めていただきたい。

対 象	工務課
実 施 日	平成28年6月28日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

平成28年7月実施 建設部 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、時間外勤務手当の支給及び歳入調定の取扱いに誤りがあった。また、今後の事務処理において改善を要する指導事項も見られた。

今後はこれらの改善を図り、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象	都市計画課
実 施 日	平成28年7月12日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	時間外勤務手当の支給について 時間外勤務命令簿に記載されている勤務時間数と異なる勤務時間数で勤務状況報告書を提出したために、時間外勤務手当の支給を誤ったもの1件 ※訂正報告済み
3 指導事項	なし

対 象	復興建設課
実 施 日	平成28年7月7日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし



平成28年7月実施 建設部 定期監査結果

対 象	市街地整備課
実施日	平成28年7月11日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>随意契約について</p> <p>平成26年度多賀城駅周辺土地区画整理事業に伴う造成工事（13街区）については、一者特命による随意契約を締結しているが、契約金額全体の約92パーセントの割合で下請に出している。近接工事の一環として行うために安価となることを理由に随意契約しているものであるが、安価となる根拠資料が添付されておらず、一者特命の随意契約としなければならない理由は見当たらない。安価となる根拠を示すべきであり、また、本工事は100万円未満の契約金額であるが、下請金額の割合も考えると、複数業者からの見積合せにより執行すべきであった。</p>

平成28年7月実施 建設部 定期監査結果

対 象	道路公園課
実施日	平成28年7月5日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>非常勤職員の時間外勤務手当の支給について          非常勤職員の週の勤務時間が38時間45分を超えない週休日の時間外勤務について、100分の135の支給割合としているもの1件          ※正しくは100分の100。訂正報告済み</p>
3 指導事項	<p>(1) 随意契約について          市道新田西後一号線道路改良工事については、一者特命の随意契約を締結しているが、契約金額全体の約86パーセントの金額で下請に出している。隣接工事との施行調整が必要であることを理由に随意契約しているものであるが、下請内容が工事の主要部分であること、及び下請金額の割合を考えると、一者特命の随意契約としなければならない理由は見当たらない。今後は競争入札が前提であることを念頭に執行されたい。</p> <p>(2) 収入科目について          上下水道管布設工事に伴う仮設トイレ設置敷地使用料について、収入科目を公園使用料としているが、当該土地は公園ではなく駐輪場内の土地であるため、収入科目は行政財産使用料とするのが適切である。</p> <p>(3) 支出科目について          J R貨物跡地取得のための収入印紙代を、公共物等取得売払事業の科目から支出しているが、J R貨物跡地活用事業の科目から支出するのが適切である。</p>

平成28年7月実施 建設部 定期監査結果

対 象	下水道課
実施日	平成28年7月6日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>歳入調定について 平成26年度土地貸付料の収入未済額が、平成27年度において滞納繰越分として歳入調定されていなかった。当該収入未済は、平成26年度において調定を減額するのを失念していたことによるものであった。平成27年度においては、滞納繰越分として歳入調定を行いその後調定減額を行うべきであった。</p>
3 指導事項	なし